

概要版

山添村高齢者福祉計画及び 第9期介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

介護保険制度の基本理念は「自立支援」

高齢者が自らの意思に基づき、自分のもつ能力を最大限活かして、自立した生活を送ることができるように支援することを旨とする制度です。



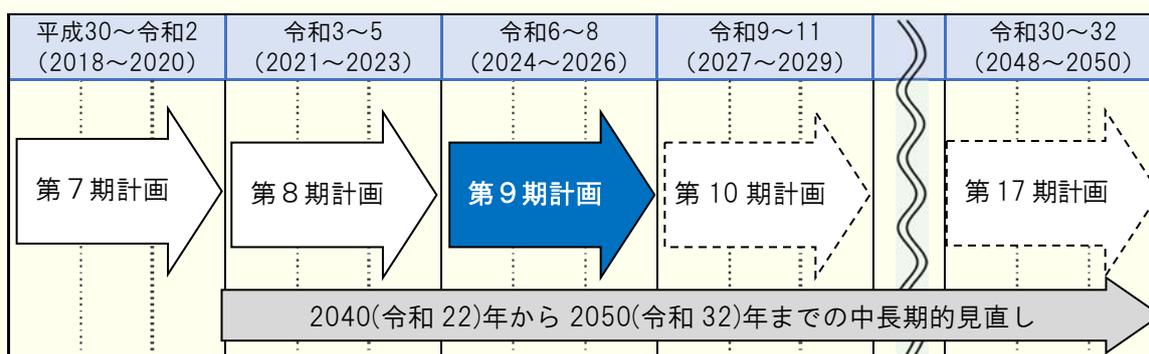
からす天狗の
てんまる

高齢者福祉計画・介護保険事業計画とは

本計画は、老人福祉法に基づく本村における高齢者福祉事業全般に関する高齢者福祉計画と介護保険法に基づく介護保険の運営上必要となる介護基盤の整備、保険料の設定等を定める介護保険事業計画を一体的に作成したものです。

また、本村における最上位計画である「やまぞえ未来創生計画」はもとより、福祉関連計画との整合を図るとともに、県における関連上位計画である「奈良県高齢者福祉計画」や「奈良県保健医療計画」を踏まえて策定しています。

計画期間



基本理念

『安心と生きがいに満ちたむらづくり』

基本理念を実現するために、4つの方向性で計画を推進します。



方向性

① 高齢者の生きがいつくりのために

● 生きがいつくりの支援

就労、生涯学習、スポーツ、その他様々な社会参加につながるよう、生きがいつくりを支援していきます。

② 援護・支援を必要とする高齢者に対して

● 介護保険事業の推進

必要な人に必要なサービスが提供できるよう村内事業所等と連携してサービス基盤の整備を進めるとともに、必要な情報の提供や相談窓口を強化します。

● 高齢者福祉事業の推進

高齢者が住み慣れた地域での生活を続けられるよう、必要な支援を受けられるよう住民も参画できる生活支援の仕組みづくりを目指します。

③ 高齢者にやさしいむらづくり

● 生活環境基盤の整備推進と活用

公共施設の活用、日常生活での安全対策等、村内基盤の充実と施設を活用した地域づくりを目指していきます。

④ 計画を推進するための体制づくり

● 情報提供・啓発活動の推進

介護事業所や民生児童委員などとも連携しながら、相談窓口の充実や各種サービスの分かりやすい説明を行い、住民への適切な情報提供に努めます。

● 体制の整備推進・充実

保健福祉に関する人材の確保・育成はもとより、教育や関係機関・団体等の相互連携機能、計画の進捗管理体制等の整備・充実を図ります。

地域支援事業の紹介

要介護状態になることを予防することを目的とした取組や、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業です。



生活支援サービス

住民主体ボランティアグループが取り組む、ひとり暮らしの方などを対象とした困りごとのお手伝いや見守りがスタートしています。社会福祉協議会と一体となって、この活動を応援します。



介護予防事業

公民館単位での介護予防教室や住民の運営による「いきいき百歳体操」の場で、理学療法士によるアドバイスや運動、栄養、口腔のフレイル予防に取り組みます。

サロン事業の推進

高齢者の閉じこもり防止と見守り・支え合い・ふれあいのある笑顔あふれる地域づくりを目指し、住民同士が交流できる居場所づくり(大字でのサロン事業)を応援します。社会福祉協議会との共催により、地域協力者の皆様と共に内容を相談し、健康教育や健康指導なども積極的に行います。

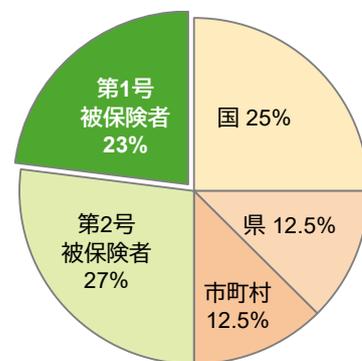
「心よりそう郷づくり会議」の開催

「心よりそう郷づくり会議」を通じて、地域住民同士の支援の担い手確保や地域課題について、生活支援コーディネーターを中心に、地域福祉活動団体等の意見を取り入れながら、村内事業者など民間との協働も視野に入れた、より実現性の高い新たな支え合いの仕組みづくりについて協議します。



介護保険料

介護保険制度は、国・県・市町村の公費と保険料（第1号：65歳以上、第2号：40～64歳）が財源となり、被保険者間の相互扶助の考え方にに基づき、被保険者が負担能力に応じて保険料負担を確実にを行うことを基本原則としています。



第9期計画から所得段階の基準が13段階となります。

段階	対象者	基準額に対する割合	月額保険料 (年額保険料)
第1段階	・生活保護受給者、または老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の者 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者	0.285	1,682円 (20,184円)
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の者	0.485	2,862円 (34,344円)
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額が120万円を超える者	0.685	4,042円 (48,504円)
第4段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額が80万円以下の者	0.90	5,310円 (63,720円)
第5段階 【基準額】	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額が80万円を超える者	1.00	5,900円 (70,800円)
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の者	1.20	7,080円 (84,960円)
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	1.30	7,670円 (92,040円)
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	1.50	8,850円 (106,200円)
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の者	1.70	10,030円 (120,360円)
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の者	1.90	11,210円 (134,520円)
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の者	2.10	12,390円 (148,680円)
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者	2.30	13,570円 (162,840円)
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の者	2.40	14,160円 (169,920円)

※第1～3段階については、公費による負担軽減後の割合を記載。

山添村高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画 概要版

【発行】令和6年4月 山添村 住民福祉課

〒630-2344 奈良県山辺郡山添村大字大西151 TEL：0743-85-0045 FAX：0743-85-0472

計画の詳細については、山添村ホームページに掲載